美馬市監査委員告示第４号

令和２年度財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により令和２年度財政援助団体等に対する監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和２年１２月２５日

美馬市監査委員　喜多　輝光

美馬市監査委員　片岡　栄一

財政援助団体等に対する監査結果報告書

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等に対する監査の結果は、次のとおりである。

１　監査の対象

（１）指定管理者に対する監査

団　体　名	施　　設　　名	所　管　課
あなぶき・TRC グループ	美馬市地域交流センター	にぎわい交流課 地域学習推進課

２　監査の期日

令和２年１１月２６日（木）

３　監査の方法

監査の対象となる各団体及び所管課から提出された監査資料に基づき、関係者等から事情を聴取し、令和元年度の金銭出納、事業運営状況及びその他の事務の執行について監査を行った。

４　監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかったが、次のとおり要望事項があった。

なお、軽易な事項については、その都度関係者に指導を行った。

（ 要 望 事 項 ）

指定管理者においては、引き続き経費の節減と各施設のより一層の利用促進に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者制度導入の主旨に沿い指定管理者の適切な指導・監督に努めていただきたい。